

健康保険早見表

(フローチャート)

【短期組合員の加入条件】
次のいずれかを満たし、かつ任用期間が2月を超えること。
(2月を超えない場合でも、当該期間を超えて任用されることが見込まれる場合、2月超の任用とみなす)

- 1 1 週間の所定勤務時間及び1 月間の所定勤務日数が常勤職員の4分の3以上である者
- 2 1 週間の所定勤務時間及び1 月間の所定勤務日数が常勤職員の4分の3未満である者は以下のすべてを満たすもの
 - ② 運動勤務時間が20 時間以上ある
 - ③ 報酬の月額が88,000 円以上ある

